

被扶養者の自営業、農業等の収入が認定限度額(年額^{*1})以上であった

被扶養者の自営業、農業等の収入について確定申告を行った結果、認定限度額(年額^{*1})以上であった。

注 税法上で認められる必要経費と扶養認定上認められる必要経費は異なります。また、自営業の職種によって、被扶養者資格認定にかかる必要経費の取扱いが異なります。このため、所得証明書上の所得額が認定限度額以内であっても、認定取消しとなる場合があります。

(必要経費の取扱いは、本組合において別に基準を定めています。)

※1 認定限度額(年額)：130万円(ただし、障害年金受給者・60歳以上の公的年金及び私的年金受給者の場合：180万円)

※2 認定限度額(月額)：108,334円(上記※1ただし書に該当する者の場合：150,000円)

※3 合算対象者の認定限度額に応じて世帯合算による限度額は変動します。
(例. 公的年金受給の有る父母2人の場合は360万円)

なお、来年度の『被扶養者資格確認調査』(平成29年7月～9月実施予定)にも調査該当被扶養者の方の収入に応じて、「確定申告書(収支内訳書を含む)の写し」、「直近の年金改定通知書、年金振込通知書等の写し」、「給与明細書等の写し」、また、「別居者にかかる仕送りの事実が確認できる書類(通帳の写しなど)」等々が必要となりますので、大切に保管しておいてください。

今後も、『被扶養者資格確認調査』にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。



被扶養者認定 Q&A

「被扶養者の認定要件について」



Q 私は、長年勤めた〇〇市役所を、今年の年度末(3/31付)で定年退職いたします。定年後は、私の被扶養者であった妻とともに、△△市役所に勤務している子供の被扶養者になりたいと考えています。妻は、58歳で専業主婦のため収入はありません。私は、退職後すぐ年金を受給することができませんが、短時間勤務の再就職をすることが決まっています。ただし、健康保険の適用はありません。このような場合、定年退職後、給与収入はありますが、子供の被扶養者になることは可能でしょうか。

A 今回のご質問の内容から、被扶養者認定の可否は、あなたの再就職先での雇用契約内容により異なりますが、あなたの再就職先での雇用契約内容について、2通りのケースに分けて考えると、次のとおりとなります。

◆ あなたの再就職先での雇用契約内容が、月収15万円の時 ◆

月収が、認定限度額の月額108,334円(130万円÷12ヵ月=108,334円)以上となるため、あなたは子供の被扶養者資格認定は**不可**となります。しかし、次の計算式のとおり、ご夫婦の収入合算は認定限度額(2人合算の認定限度額)未満であるため、あなたの**配偶者のみ**、子供の被扶養者資格認定が**可能**となります。

あなたの年収概算	あなたの配偶者の年収	お二人の収入合計	
180万円(15万円×12ヵ月)	0円	= 180万円	< 260万円(2人合算の認定限度額)

◆ あなたの再就職先での雇用契約内容が、月収10万円の時 ◆

月収が、認定限度額の月額108,334円(130万円÷12ヵ月=108,334円)未満であり、かつ、次の計算式のとおり、ご夫婦の収入合算も認定限度額(2人合算の認定限度額)未満となり、**ご夫婦ともに**子供の被扶養者資格認定が**可能**です。

あなたの年収概算	あなたの配偶者の年収	お二人の収入合計	
120万円(10万円×12ヵ月)	0円	= 120万円	< 260万円(2人合算の認定限度額)

このように、あなたの再就職先の雇用契約内容によって、子供の被扶養者資格認定の可否結果が異なります。

また、再就職先で、健康保険がご自身に適用される場合は、そちらが優先されるため、いずれにしても子供の被扶養者資格認定は**不可**となりますのでご注意ください。また、再就職先でのご自身に適用される健康保険において、あなたの配偶者を、あなたの被扶養者とすることが可能な場合もありますので、健康保険の適用状況や被扶養者の認定要件等については、再就職先にて十分にご確認ください。